

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

食品添加物（過酢酸等）

3 趣旨及び目的

新たに過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸及びオクタン酸を食品添加物として指定し、過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸及びオクタン酸並びにこれらを含む製剤の規格基準を設定する。

4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2453, 2459

FAX 03-3501-4868

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

- 1 件名
食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正
- 2 対象
食品添加物（亜塩素酸ナトリウム）
- 3 趣旨及び目的
食品添加物亜塩素酸ナトリウムの規格基準を改正する。
- 4 施行予定日
公布後、速やかに施行の予定
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 2453, 2459
FAX 03-3501-4868

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

- 1 件名
食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正
- 2 対象
食品添加物（次亜臭素酸水）
- 3 趣旨及び目的
新たに次亜臭素酸水を食品添加物として指定し、その使用基準及び成分規格を設定する。
- 4 施行予定日
公布後、速やかに施行の予定
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 2453, 2459
FAX 03-3501-4868